

令和5年 第2回農業委員会議事録

令和5年2月24日午前10時00分に第2回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 8 番 (小松 栄作) 14 番 (齋藤 吉勝) 15 番 (後藤 一彦)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報第 2号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 報第 3号 | 賃借料情報の提供について |
| 議第 3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第 4号 | 別段面積の例外の区域指定の申請について |
| 議第 5号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第 6号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和5年 第2回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第2回通常総会を2月24日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。3番小関金也委員、8番小松栄作委員、14番齋藤吉勝委員、15番後藤一彦委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は15名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。本日は2月の農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。久しぶりに、2月にしては天気が続いておりまして、雪も非常に少ないと思ったんですけども、事務局に聞きましたら、これで平年並みだそうですので、まあ、これから降るかもしれませんが、この暖かい日が続いて雪解けが早く進んで早く農作業ができるような態勢になることを願ひまして、挨拶に替えさせていただきます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長になると定められておりますので、会長宜しく願ひいたします。

(議 長)

只今より令和5年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、19番 武田春信委員 1番 星川敬夫委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上とします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁から3頁をご覧ください。案件は20件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No.1、No.2は自作、No.3、No.4は未定です。No.5からNo.7は別人へ貸借予定で、No.6は、今月3条申請がなされております。No.8、No.9は同人へ貸借予定で、No.10からNo.13は別人へ売買予定で、今月集積計画がなされております。No.14からNo.20は、同月中間管理機構へ貸付予定です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑もないようですので、終結いたします。

これより報第2号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に報第3号「賃借料情報の提供について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より報第3号「賃借料情報提供について」報告いたします。

議案書4頁をご覧ください。農地法第52条の規定により、賃貸料の情報を提供いたします。農地の賃貸借、売買等のそれぞれのデータを基に平均値をお示しいたしました。データ件数は、令和4年1月から12月まで、農業委員会総会にて委員の皆様方からご可決頂いたものです。

田の部であります。尾花沢地区、福原地区、宮沢地区、常盤地区で、昨年より平均額が500円から800円ほど下落しております。一方、玉野地区では平均額が1,400円上昇しております。具体的に尾花沢地区は13,400円から12,900円。福原地区は10,600円から10,000円。宮沢地区は14,500円から13,700円。玉野地区は12,400円から13,800円。常盤地区は11,500円から11,000円となっております。また、未整備地域は、10,000円から9,200円に下落しております。

続きまして畑の部ですが、3,500円から7,100円へ、3,600円ほど上昇しております。

この案件は、農業委員会として、情報を提供するものでございまして、あくまでも農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定されるものであります。これが基準というわけではなく、昨年の実績を申し上げたところでございますので、取り扱い等宜しく願いいたします。以上報告いたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑もないようでありますので、終結いたします。これより報第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は5頁と6頁です。

所有権移転についてご説明いたします。案件は5件です。No.1からNo.3の渡人は労力不足のための設定です。No.4の渡人はその他贈与のため、No.5の渡人は同一世帯内他贈与です。受人は、No.1からNo.3までは経営規模拡大のため、No.4、No.5は贈与受けです。No.1からNo.5は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は5件です。No.1、No.2の渡人は労力不足のため、No.3、No.4の渡し人は受人側の要望のため、No.5の渡し人は高齢化による経営縮小のためです。受人は、No.1からNo.3までとNo.5が経営規模拡大のための設定で、No.4は新規就農のための設定です。No.1からNo.5は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑もないようですので、終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第4号「別段面積の例外指定の申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

別段面積の例外指定の申請は7頁から9頁です。案件は1件です。農地に隣接する宅地を購入するものが併せて農地購入を可能とするため、申請するものです。

場所は横町一丁目地内です。8頁の丸を付けた場所と、9頁の字限図の黒線で囲んだ場所が該当の農地です。今回、許可になりましたら来月総会に農地法第3条所有権移転の申請がなされる予定です。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第2班主任、星川敬夫委員の報告・説明を求めます。

(1番 星川委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。笹原委員。

(7番 笹原委員)

7番笹原です。改良区から意見書がありますので、私からご報告申し上げたいと思います。当該地域は、徳良池新堰地区維持管理事業の受益地であります。農地転用は止むを得ない。令和5年2月10日、村山北部土地改良区理事長 結城裕、代読です。宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、笹原委員より土地改良区からの説明がありましたが、他にございませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第6号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、10番 沼澤克己委員、16番 星川礼子委員、19番 武田春信委員の退席を求めます。

(10番 沼澤委員 退席)

(16番 星川委員 退席)

(19番 武田委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第6号尾花沢市農用地利用集積計画について説明いたします。議案書16頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借16件、使用貸借1件、農地中間管理機構の転貸181件、所有権移転5件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が142.9haです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手16名、受け手8名、転貸が出し手92名、受け手44名、所有権移転が出し手5名、受け手4名です。合計は出し手が35名、受け手が30名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳です。賃貸借設定は、3年から5年が10件で7.4ha、10年以上が6件で3.4haです。使用貸借は3年から5年が1件で0.7haです。転貸は10年以上で129.4haです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

17頁からは、個別状況です。このうち18頁のNo.18から30頁のNo.132までが農地中間管理機構への貸付分です。31頁から37頁分が機構からの転貸分です。38頁は所有権移転分です。

只今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の1号から4号までのすべての要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。10番 沼澤克己委員、16番 星川礼子委員、19番 武田春信委員、復席願います。

(10番 沼澤委員 復席)

(16番 星川委員 復席)

(19番 武田委員 復席)

(議長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和5年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時27分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年2月24日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____